

山形県商工業振興資金（経営安定資金第4号）の対象となる 災害の指定について

1 趣 旨

令和4年8月3日からの大雨により被害を受けた事業所の円滑な復旧を支援するため、山形県商工業振興資金（経営安定資金第4号）の対象となる災害に「令和4年8月3日からの大雨による災害」を指定するものです。

2 指定の内容

- (1) 災害の名称 令和4年8月3日からの大雨による災害
- (2) 対象地域 米沢市、寒河江市、長井市、南陽市、大江町、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町
- (3) 指定の期間 令和4年8月5日から令和5年3月31日まで

3 経営安定資金第4号の貸付条件

- (1) 貸付対象者 県が指定する災害により建物、設備等の事業用資産について被害を受け、今後3か月間の売上高が前年同期比で20%以上減少することが想定される中小企業者
- (2) 資金の用途 復旧に必要となる設備資金及び運転資金
- (3) 利 率 年1.6%（固定）
- (4) 貸付限度額 8,000万円
- (5) 貸付期間 10年以内（うち据置2年以内）
- (6) 認定機関 山形県

以 上